

## 1. 労働基準法によるエレベーターの設置届と検査に関する関係法令

### 労働基準法 別表 第一 (A-9ページ)

- 一 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)
- 二 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破棄、解体又はその準備の事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 五 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 六～十五 (省略)

### 労働安全衛生法 第5章第1節 機械等に関する規制 (製造の許可)

**第37条** 特に危険な作業を必要とする機械等として別表第一に掲げるもので、政令で定めるもの(以下「特定機械等」という。)を製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県労働局長の許可を受けなければならない。

別表第一 6 エレベーター

### 労働安全衛生法施行令

#### (特定機械等)

**第12条** 法第37条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等(本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。)とする。

- 特定機械等とは
- 6 積載荷重(エレベーター(簡易リフト及び建設用リフトを除く。以下同じ)、簡易リフト又は建設用リフトの構造及び材料に応じて、これらの搬器に人又は荷をのせて上昇させることができる最大の荷重をいう。以下同じ)が 1 トン以上のエレベーター
  - 7 ガイドレール(昇降路を有するものにあつては、昇降路。次条第3項第18号において同じ。)の高さが18m以上の建設用リフト(積載荷重が0.25トン未満のものを除く。次条第3項第18号において同じ。)

\*「エレベーター」とは、人及び荷(人又は荷のみの場合を含む。)をガイドレールに沿って昇降する搬器にのせて、動力を用いて運搬することを目的とする機械装置をいう。

### 労働安全衛生法 第5章第1節 機械等に関する規制 (検査証の有効期間等)

**第41条** 検査証の有効期間(次項の規定により検査証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された検査証の有効期間)は、特定機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。

- 2 検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項について、厚生労働大臣の登録を受けた者（以下「登録性能検査機関」という。）が行う性能検査を受けなければならない。

労働安全衛生法 第5章第1節 機械等に関する規制（譲渡等の制限等）

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

労働安全衛生法施行令

（厚生労働大臣が定める規格 又は安全装置を具備すべき機械等）

第13条 3 法第42条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

十七 積載荷重が0.25トン以上、1トン未満のエレベーター

十八 ガイドレールの高さが10m以上、18m未満の建設用リフト

特定機械等  
以外の機械等とは

クレーン等安全規則 第5章 エレベーター 第1節 製造及び設置  
（設置届）

第140条 事業者は、エレベーターを設置しようとするときは、法88条第1項の規定により、エレベーター設置届（様式第26号）にエレベーター明細書（様式第27号）、エレベーターの組立図、別表の上欄に掲げるエレベーターの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる構造部分の強度計算書及び次の事項を記載した書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

1. 据え付ける箇所の周囲の状況
2. 屋外に設置するエレベーターにあつては、基礎の概要及び控えの固定の方法

- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のエレベーターについて前項の規定による届出をしようとする者は、エレベーター設置届に同条第1項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書のうちエレベーターに関する部分の写し及び同法第6条第4項（同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（落成検査）

第141条 エレベーターを設置した者は、法第38条第3項の規定により、当該エレベーターについて、所轄労働基準監督署長の検査を受けなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が当該検査の必要がないと認めたエレベーター及び前条第2項のエレベーター及び前条第二項のエレベーターについては、この限りではない。

- 5 前条第2項のエレベーターについて同条第1項の届出を行った者(認定を受けたことにより同項の届出をしていない者を含む。)は、建築基準法第7条第5項(同法第87条の4において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の写しを所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

#### (エレベーター検査証)

**第143条** 所轄労働基準監督署長は、落成検査に合格したエレベーター又は第141条第1項ただし書のエレベーターについて、同条第4項の規定により申請書を提出した者又は同条第5項の規定により検査済証の写しを提出した者に対し、エレベーター検査証(様式第28号)を交付するものとする。

- 2 エレベーターを設置している者は、エレベーター検査証を滅失し又は損傷したときは、エレベーター検査証再交付申請書(様式第8号)に次の書面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、再交付を受けなければならない。
- 1.エレベーター検査証を滅失したときは、その旨を明らかにする書面
  - 2.エレベーターの検査証を損傷したときは、当該エレベーター検査証
- 3 エレベーターを設置している者に異動があったときは、エレベーターを設置している者は、当該異動後10日以内に、エレベーター検査証書替申請書(様式第8号)にエレベーター検査証を添えて、所轄労働基準監督署長に提出し、書替えを受けなければならない。

#### (検査証の有効期限)

**第144条** エレベーター検査証の有効期限は、1年とする。

- \* 第140条第2項のエレベーターにあつては第141条の規定により提出された検査済証の写しに記載された完了検査実施の月日を始期とする。

### 第4節 性能検査

#### (性能検査)

**第159条** エレベーターに係る性能検査においては、エレベーターの各部分の構造及び機能について点検を行なうほか、荷重試験を行なうものとする。

- 2 前項の荷重試験は、エレベーターに積載荷重に相当する荷重の荷をのせて、昇降の作動を定格速度により行なうものとする。

#### (性能検査の申請等)

**第160条** エレベーターに係る性能検査(法第53条の3において準用する法第53条の2第1項の規定により労働基準監督署長が行なうものに限る。)を受けようとする者は、エレベーター性能検査申請書(様式第11号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

以 上